

# 令和7（2025）年度土地改良区等検査の結果について

## 1 土地改良区等の検査について

土地改良法（以下「法」という。）第132条第1項の規定に基づき、土地改良区、土地改良区連合（以下「土地改良区等」という。）に対して、業務及び会計の状況などについて検査を行った。

### (1) 検査の目的

土地改良区等に法令、法令に基づいて行われる行政庁の処分又は定款、規約、管理規程、利水調整規程、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画を遵守させることによって、健全かつ適正な運営を確保し、土地改良事業の円滑な施行に資することを目的としている。

### (2) 検査の実施

栃木県土地改良区等検査要綱及び栃木県土地改良区等検査実施要領により、検査事項や検査の方法、検査結果の通知方法などを定めて検査を実施する。

### (3) 検査の種類

- 定期検査・・・検査計画に基づき、原則3年ごとに実施する。
- 特別検査・・・特に必要があるときに実施する。

### (4) 検査の視点

- ・ 定款、規約その他諸規程が整備され、法令、定款、規約その他諸規程が守られているか。（合法性）
- ・ 土地改良事業の目的に合致した運営が行われているか。（合目的性）
- ・ 業務及び会計などの事務執行が合理的に行われているか。（合理性）

### (5) 検査の実施方法

検査は、検査事項別細目判定表に定める以下の項目について、関係書類や帳簿などの確認・聞き取りを実施した。

- 組織・運営・・・土地原簿及び組合員名簿の整理状況、総会（総代会）や理事会・監事会などの開催状況や付議事項、定款や規約その他諸規程などの整備状況や記載内容などを確認する。
- 事業・・・土地改良事業や附帯事業の執行体制や手続等を確認する。
- 会計経理・・・賦課や会計経理の処理状況等について確認する。

## 2 令和7（2025）年度検査について

### (1) 検査体制等

農政部農地整備課の検査員3名以上により、1土地改良区等あたり2日間から3日間実施しました。

農業振興事務所の土地改良区指導担当職員及び関係市町職員が立会いました。

### (2) 検査件数

- 定期検査・・・29件（土地改良区：28 土地改良区連合：1）
- 特別検査・・・0件

## 3 検査結果について

### (1) 指摘事項の傾向

検査を実施した土地改良区等の数：29

指摘件数：84件

検査事項別の内訳は以下のとおりです。

#### ■ 組織及び運営

- ① 地区及び組合員に関する事象・・・5件
- ② 総会（総代会）に関する事象・・・9件
- ③ 役員（理事・監事）に関する事象・・・18件
- ④ 定款、規約その他諸規程に関する事象・・・3件

#### ■ 事業

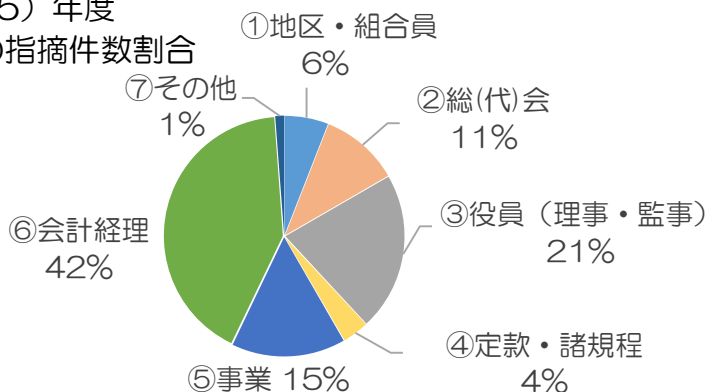
- ⑤ 事業に関する事象・・・13件

#### ■ 会計

- ⑥ 会計経理に関する事象・・・35件

- ⑦ その他・・・1件

令和7（2025）年度  
土地改良区等検査の指摘件数割合



## (2) 事項別の指摘事項について

### ① 地区及び組合員に関すること・・・5件（指摘事項の6%）

[主な指摘内容]

- ・ 定款の地区、維持管理計画書の地域及び土地原簿の土地が整合していない。

#### 地区及び組合員に関すること

- (1) 定款の地区、維持管理計画書の地域及び土地  
原簿の土地が整合していない。

5

#### <解説>

- (1) 定款、維持管理計画書、土地原簿で定める地区がそれぞれ整合していない事例が確認されました。

定款の地区、維持管理計画書の地域、土地原簿の土地は整合させなければなりません。

また、土地原簿は土地改良法第29条第1項において備え付けることが定められているほか、賦課の基準となることから、必ず整備しなければなりません。

② 総会（総代会）に関すること・・・9件（指摘事項の11%）

[主な指摘内容]

- 総会（総代会）において、必要な事項が付議されていない。（積立資産の処分）
- 総代選挙に係る手続きが不適正である。
- 総会（総代会）招集通知後に会議の日時、場所及び目的を公告していない。

総会（総代会）に関すること

- |   |   |
|---|---|
| (1) 総会（総代会）において必要な事項が付議されていない。<br>（積立資産の処分） | 4 |
| (2) 総代選挙に係る手続きが不適正である。                      | 2 |
| (3) 総会（総代会）の招集通知後に、会議の日時、場所及び目的を公告していない。    | 2 |
| (4) 総会（総代会）の議事録が未調製である。                     | 1 |

<解説>

- (1) 法令、定款等で定められた必要事項が付議されていない事例が確認されました。  
（積立資産の処分）
- (2) 選挙事務が規定の定めるところにより行われていない事例が確認されました。
- (3) 総会（総代会）の招集通知後に、会議の日時、場所及び目的を公告していない事例が確認されました。
- (4) 総会議事録が作成されていない事例が確認されました。

土地改良法第28条第2項に基づき、総会（総代会）の招集通知を発出した後、遅滞なく、会議の日時、場所及び目的（議題など）を公告しなければなりません。

また、総会（総代会）は土地改良区等の最高意思決定機関です。したがって、必要な付議事項を法令等に基づき適正に議決した上で、土地改良区等の運営が行われなければなりません。

### ③ 役員（理事・監事）に関すること・・・18件（指摘事項の21%）

#### [主な指摘内容]

- 理事会において、必要な事項が付議されていない。（随意契約の締結、過怠金の減免など）
- 理事会及び監事会の議事録に不備がある。（整備されていない）
- 役員選挙（選任）の手続きが適切でない。
- 監査が規程に定めるとおり適切に実施されていない。

#### 役員（理事・監事）に関すること

(1) 理事会において、必要な事項が付議されていない。	6
(2) 理事会及び監事会の議事録が適切に整備されていない。	4
(3) 役員選挙（選任）の手続きが適切でない。	3
(4) 監査の実施が適切でない。	2
(5) その他（理事会の開催回数が不適正など）	3

#### <解説>

- (1) 定款及び規約などで定められた付議事項が適正に議決されていない事例が確認されました。特に、随意契約の締結や過怠金の減免に係る事項が適正に議決されていません。
- (2) 理事会及び監事会の議事録が適切に整備されていない事例が確認されました。
- (3) 役員選挙（選任）規定に定めるとおり手続きが実施されていない事例が確認されました。
- (4) 監査簿のとりまとめがされていない事例が確認されました。
- (5) 理事会の開催回数が不適正な事例が確認されました。

執行機関である理事会と牽制機能をもつ監事会は、土地改良区の運営において重要な役割を担っています。それぞれ必要な付議事項を審議・議決し、適正に運営が行われなくてはなりません。その上で、監事は定款や規約などに基づき、理事会での執行状況を適正に監査する義務があります。

なお、理事会や監事会の議事録については、会議の決定事項を書面で明確化し、事務が適正な手続を経ていることの証明となります。したがって、審議の内容・経過が確認できる議事録を作成・保存することが必要です。

④ 定款、規約その他諸規程に関すること・・・3件（指摘事項の4%）

[主な指摘内容]

- 必要な規定が整備されていない。
- 定款に運営事務費に係る経費分担の基準についての規定がない。

定款、規約その他諸規程に関すること

(1) 必要な規程が整備されていない。

2

(2) 定款に運営事務費に係る経費分担の基準についての規程がない。

1

<解説>

(1) 監査細則等の必要な規程が整備されていないことが確認されました。

(2) 定款では、すべての農地で地積割に賦課することを規定しているにもかかわらず、実態は田と畑で異なる賦課基準、地区、目的（用途）ごとに異なる賦課基準を設けて賦課している事例が確認されました。

定款は、土地改良区等の経費分担や地区などについて定める最も重要な内部規則であり、実態と整合するよう整備しなければなりません。

その他の諸規程も、土地改良区等の行為や決定の根拠となる重要なルールであるため、実態と整合するよう適宜見直しを行わなければなりません。

検査の視点である「合法性」の視点は、法令及び土地改良区等が自ら定める定款諸規程に実際の処理が違反していないか、そして整合しているかを確認するものです。

検査においては、規程によらず慣習を優先している事例が確認されています。日頃から法令及び定款諸規程に基づいた事務を心がけることが重要です。

⑤ 事業に関すること・・・13件（指摘事項の15%）

[主な指摘内容]

- ・ 維持管理計画書の記載内容が適切でない。（維持管理計画書が設立当時のままで実態と整合していない）
- ・ 請負工事における契約方法が適切でない。（契約書が作成されていないなど）
- ・ 請負工事における入札方法が適切でない。（競争入札すべきところ、実態が随意契約となっている）
- ・ 施設の他目的使用が適切でない。（規程に基づいた手続きを行っていない）

事業に関すること

(1) 維持管理計画書の記載内容が適切でない。（記載内容が土地改良区設立当時のままであるなど実態と整合していない）	6
(2) 請負工事における契約方法が適切でない。	4
(3) 請負工事における入札方法が適切でない。	1
(4) 維持管理計画書が整備されていない。	1
(5) 施設の他目的使用が適切でない。	1

< 解説 >

(1) 維持管理計画書が土地改良区設立当時のままであり、実際に維持管理している施設が記載されていないなど、現状と整合していない事例が確認されました。

(2)・(3) 施設の維持管理に係る請負工事について、契約書の未作成など、契約手続きが会計細則の規定どおり行われていない事例が確認されました。

また、競争入札とすべきところ随意契約で工事を執行している事例が確認されました

(4) 維持管理計画書が整備されていない事例が確認されました。

(5) 施設の他目的使用について、規程に基づかない手続きが行われている事例が確認されました。

土地改良区等は、農地や土地改良施設を特定し、その管理方法や維持管理費を明らかにした維持管理計画書に基づき、土地改良事業（維持管理等）を実施しなければなりません。併せて、土地改良施設台帳も現状と整合するものを整備しておく必要があります。また、土地改良事業に係る請負工事などの入札や契約事務は、各土地改良区等で定める会計細則に基づいて適正に行われる必要があります。

⑥ 会計経理に関すること・・・35件（指摘事項の42%）

[主な指摘内容]

- ・ 予算事務が適切でない。（予算流用の手続不備、予算超過支出など）
- ・ 同一人物が通帳と印鑑を管理している。
- ・ 督促が行われていない。
- ・ 徴収事務が適切でない。（理事会で過怠金減免の議決を経ずに減免している）

会計経理に関すること

(1) 予算事務が適切でない	10
(2) 同一人物が通帳と印鑑を管理している。	5
(3) 督促が行われていない。	3
(4) 徴収事務が適切でない。	3
(5) その他（会計書簿の未整備や証拠書類の不適切な管理など）	14

<解説>

- (1) 予算額を上回る支出、理事会の議決又は理事長の決裁を経ずに予算を流用（予備費を充用）するなどの不適切な予算事務が確認されました。
- (2) 同一人物が通帳と印鑑を管理している事例が確認されました。
- (3) 督促が行われていない事例が確認されました。
- (4) 延滞金など過怠金の減免を行う際に、事前に理事会で議決を経していないことが確認されました。

総会（総代会）において議決された予算（特に歳出予算）は、予算計上の金額を限度として理事会を拘束する性格をもっています。組合員に対して責任ある会計経理が行われるよう、土地改良区等ごとに定めた会計細則に基づき、適切に事務処理を行い、不正経理が発生しないよう、組織的に会計経理を行う体制が必要です。

また、会計経理での不祥事を防ぐ目的から、通帳や印鑑（銀行届出印）は同一人物がまとめて管理せず複数人で別々に管理するなど、リスク分散に努めることが重要です。

他にも、貸借対照表の作成義務化に伴う複式簿記への移行により、引当金や減価償却費の計上など複式簿記特有の会計処理が必要となりました。

今回の検査では、資産（負債）における科目や金額の計上誤りなどが確認されました。財務諸表等の作成・分析の上、施設更新計画の策定などを行っていくことから、土地改良区の財政状況を正確に表示した財務諸表等を作成していく必要があります。

## 4 指摘事項への対応について

### (1) 改善策の提出

検査において指摘事項があった場合、土地改良区等に対し改善策の提出を求めています。

なお、指摘事項に係る土地改良区等への指導・助言は、関係農業振興事務所が行っています。

### (2) 管理台帳の整備

農業振興事務所は、土地改良区等から提出された改善策に基づき、管理台帳を作成し、指摘事項の改善が図られるまで指導助言及び進行管理を行います。

### (3) 検査及び指導のフロー

